



事 務 連 絡
令和2年11月24日

ご担当者様

厚生労働省
医政局 医事課
医政局 歯科保健課
医薬・生活衛生局 総務課
医師・歯科医師・薬剤師届出担当

令和2年医師・歯科医師・薬剤師届出リーフレットについて（送付）

医師・歯科医師・薬剤師届出の実施につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

届出対象である、医師・歯科医師・薬剤師の方に周知・広報を行っていただくよう、リーフレットを送付いたします。

【連絡先】

厚生労働省医政局医事課
医政局歯科保健課
医薬・生活衛生局総務課
医師・歯科医師・薬剤師届出担当
代表電話：03-5253-1111（内線 7523、7515）
直通電話：03-3595-2958
E-mail：sanshi@mhlw.go.jp

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

お近くの保健所へ

令和2年12月31日現在の状況をお知らせください。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方
※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

令和3年1月15日（金）まで



Q & A

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただいた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードをお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sanshi_todokede.html



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省

